

懲戒処分の公開

岡山県社会保険労務士会情報公開規則に基づき、懲戒処分に関する事案を公開する。

【氏名】 久保 利子

【登録番号】 第 33970009 号

【事務所名称】 社会保険労務士法人久保労務管理事務所

【事務所所在地】 岡山県岡山市北区富田町 2 丁目 13 番 19 号

【処分内容】 3 か月の社会保険労務士の業務の停止(平成 31 年 2 月 9 日から 3 か月)

【処分理由】 被処分者は、自己のブログに個人Aが裁判所を騙したなどと記載した文章を掲載し、個人Aの名誉を毀損したとする名誉毀損事件について、岡山地方裁判所において、罰金 50 万円の判決を受け、同判決が確定したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第 25 条の 3 の「この法律の規定に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。